

## 壬生町新規出店促進支援事業の要件等

項目	要件等
空き店舗の定義	3月以上事業の用に供されていない店舗
対象地域	近隣商業・工業地域を除く市街化区域 (近隣商業地域は壬生町の補助金があります)
補助の対象者	空き店舗を自ら使用して開業し、商工会に加盟すること
	空き店舗等の所有者若しくは当該所有者の3親等以内の親族又はそれらの者と生計を一にする者は対象外。ただし、所有者以外の者が従前の業態を転換して、新たな事業形態で開業する場合は、改修費のみ対象
補助対象事業	小売業・飲食業・サービス業等(事務所を除く)の店舗を開業し2年以上継続して行うもの(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める営業は対象外)
	空き店舗等を売買等により取得して(権利取得後1年以内に交付申請)開業する場合は、改修費のみ対象
	大規模小売店舗立地法の対象となる施設及び当該施内のテナント型店舗は対象外
	<u>改装工事は、補助金交付決定後に実施した空き店舗等の改装及び設備に要する費用であって、年度内に工事が完了するもの</u> ※改装費補助が交付対象とならない場合でも、開業前なら家賃補助のみの申請が可能です

### 補助対象経費及び補助率・補助限度額・補助期間

補助対象経費	補助率	補助限度額		補助期間等
【改装補助】 内外装工事費、給排水衛生設備工事、空調設備工事、サイン工事及び電気照明工事、設計費等	1/2	補助基本額	40万円	1回限り
		壬生町商工会会員事業所に工事等を請け負わせた額に対する加算額	40万円	
		壬生町内に事業所を有する壬生町商工会会員が店舗併用住居(居住している場合に限る)を賃借した場合の加算額	20万円	
【家賃補助】 店舗賃借料(敷金、礼金、保証金、管理費、共益費、地代、その他これらに類するものを除く)	1/2	1か月当たり3万円		営業開始日の属する月の翌月から1年間